

吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」の使用に関する要綱の  
全部を改正する要綱

吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」の使用に関する要綱（平成  
26年吉野町要綱第2号）の全部を次のように改正する。

#### 吉野町公式マスコットキャラクター使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、吉野町公式マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、キャラクターとは、基本デザイン（別図）及び町が別に定めるその展開デザインのことをいう。

（使用基準）

第3条 何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除くものとする。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) その他町長が適当でないと認めるとき。

（使用承認申請）

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ吉野町公式マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでは

ない。

- (1) 町が業務のために使用するとき。
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他町長が適当と認めるとき。

(使用承認等)

第5条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用を承認するときは、申請者に吉野町公式マスコットキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付すことができる。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者に吉野町公式マスコットキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

(使用承認期間等)

第6条 使用承認期間は、承認日から起算して最長2年間とする。ただし、更新は妨げない。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第4条の規定により使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、町長が認めた場合を除き、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターの改変等応用使用はしないこと。
- (2) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

2 第4条第1項の規定によりキャラクターの使用承認を受けたものは、前項の事項に加え、次に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容に限り使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (4) キャラクターを用いた商品等の使用、宣伝又は広告に際して、承認番号をその商品、包装、広告等に必ず明示すること。

(使用料)

第8条 キャラクターの使用料については、無料とする。

(承認内容の変更)

第9条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、吉野町公式マスコットキャラクター使用変更承認申請書(様式第4号。以下「使用変更承認申請書」という。)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、使用者に使用(変更)承認通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に使用(変更)不承認通知書により通知するものとする。

(使用承認の取消し)

第10条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に吉

野町公式マスコットキャラクター使用承認取消通知書（様式第6号。以下「使用承認取消通知書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、使用承認取消通知書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第11条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じることがあっても、町は、その責めを負わないものとする。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

（庶務）

第12条 この要綱に関する庶務は、産業観光課が行う。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は、公布の日から施行する。

（吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」使用要綱の廃止）

第2条 吉野町マスコットキャラクター「吉野ピンクル」使用要綱（平成26年吉野町要綱第2号）は、廃止する。

（経過措置）

第3条 この要綱は施行の日（以下「施行日」という。）以後のキャラクターを使用する場合の取扱いについて適用し、施行日前までの使用する場合の取扱いについては、なお従前の例による。